

5 施策の方向性と取組

道はこれまで、「すこやか北海道21」において「すこやか北海道10カ条」を定め「どこでもさわやか、禁煙・受動喫煙ゼロ!」「いつもエンジョイ、吸わない・飲まない青春!」のスローガンのもと、「たばこ対策推進計画」に基づき、喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進、たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実、20歳未満の者の喫煙防止、公共施設や職場などにおける分煙対策の推進と受動喫煙のリスクの減少、妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下という5つの目標の達成に向けて取り組んできました。

改正健康増進法や条例の施行により、各施設における受動喫煙防止対策については、一定の推進が図られつつありますが、本道の喫煙率は、依然として、全国平均を上回っていることや特に、女性の喫煙率が高いという本道特有の課題があります。

このため、道では、これまでの計画の理念や目標を継承しつつ、5つの目標の達成に向けて、さらなるたばこ対策の充実を図ることとし、その推進にあたっては、市町村、関係機関・団体、企業、道民と一体となって取り組むこととします。

また、受動喫煙防止対策のさらなる取組促進に向け、「道民の健康づくり推進協議会『受動喫煙防止対策専門部会』」に意見を伺いながら、効果的な対策の検討を行います。

5つの目標ごとに取組の現状と今後の方向性を示します。

≪「すこやか北海道21」のたばこ対策スローガン≫

— 道民の取組の方向性 —

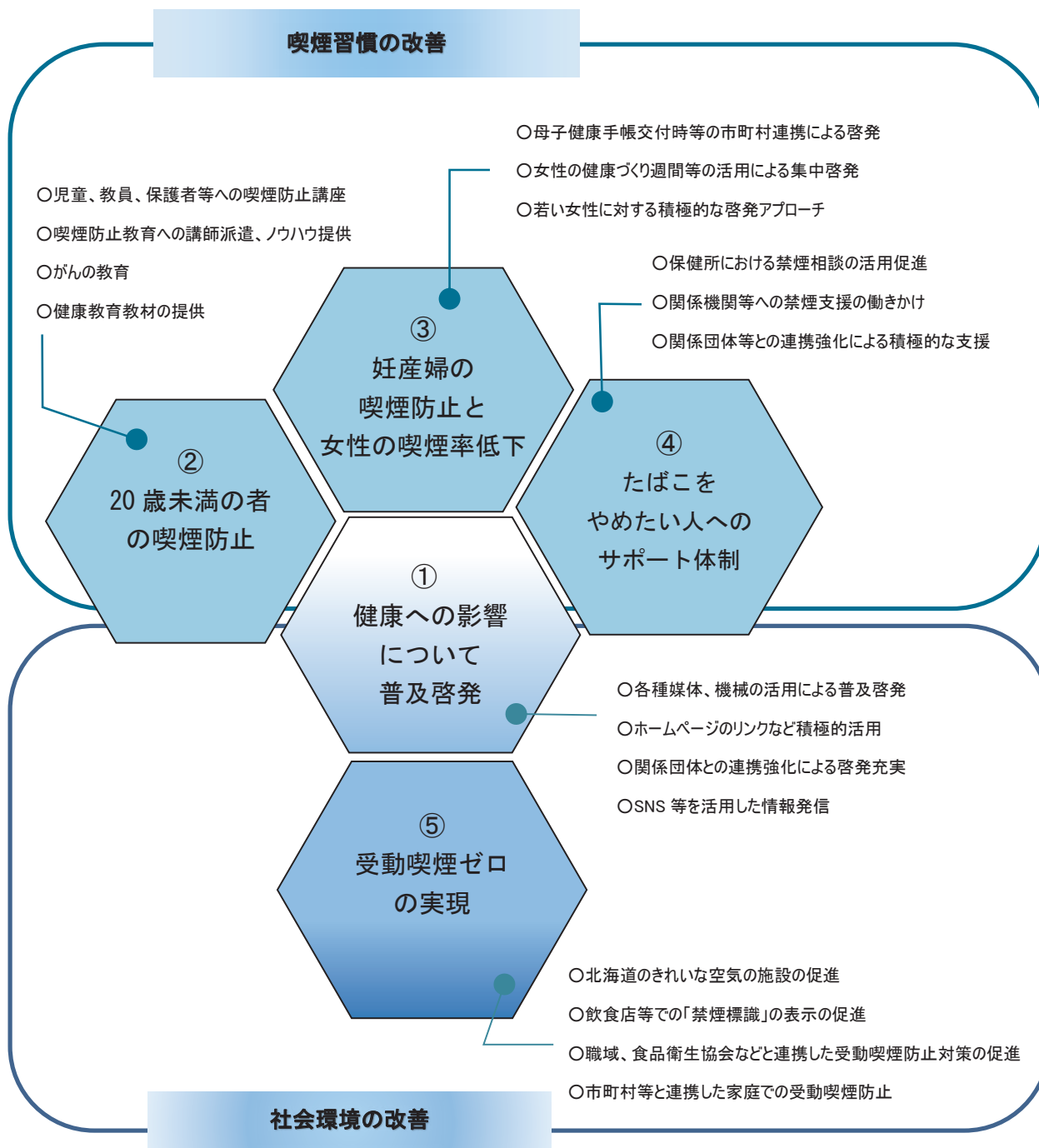
- どこでもさわやか、禁煙・受動喫煙ゼロ!
- いつもエンジョイ、吸わない・飲まない青春!

≪「すこやか北海道21」喫煙領域の目標≫

— 喫煙領域の目標 —

- ① 喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を図ります。
- ② 20歳未満の者の喫煙をなくします。
- ③ 妊産婦の喫煙をなくすとともに、女性の喫煙率を減少させます。
- ④ たばこをやめたい人に対するサポート体制を充実します。
- ⑤ 家庭、職場、飲食店その他多くの人が利用する施設にける受動喫煙ゼロの実現を目指します。

《喫煙領域の目標達成に向けた施策の方向性》



【目標①】

喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進

【現状と課題】

世界禁煙デー（5月31日）に合わせ、道内では毎年5月31日からの一週間を禁煙週間とし、行政機関、医師、関係団体等で構成する実行委員会が主体となって、禁煙パレードや道庁ロビーでの禁煙パネル展等の実施、禁煙ポスターの公募など、様々なイベントを実施しています。これらの情報は、随時、報道や道のホームページ等を活用し周知しています。

道立保健所では、市町村、民間企業、各種団体などの要請に応じて、医師・歯科医師・保健師・管理栄養士等を派遣し、喫煙に関する健康教育等を実施するとともに、喫煙や受動喫煙による健康影響についての健康教育教材（動画等）の提供を行っています。

道では、ホームページを活用し、喫煙が及ぼす健康への影響や喫煙の状況、禁煙外来を実施している医療機関の紹介など、喫煙に関する情報を提供しています。

また、北海道医師会、北海道薬剤師会、北海道看護協会をはじめとする医療の関係団体においても、パンフレット・ポスター等の作成・配布、ホームページによる情報提供等が行われています。

このほか、「非喫煙者を守る会」など市民団体が主体となった普及啓発活動も行われています。

喫煙の健康への影響に関する知識については、様々な広報媒体により多くの情報提供がなされていますが、各種団体等が行っている普及啓発活動やその効果、また、受け手が適切な情報を選択できていないかなど把握する必要があります。

【施策の方向性と主な取組】

道や市町村、医療機関、健康推進団体等は、相互に情報の交換や収集を行いながら、あらゆる広報媒体を通じて道民に正しい情報をわかりやすく提供するとともに、必要に応じて健康教育等への講師の紹介・派遣や、教材等の紹介、子ども・妊産婦・女性に対する普及啓発など、より効率的・体系的に健康教育・広報活動を進めることとします。

道は、教育、観光、環境など様々な分野の関係機関・団体における計画策定などに際し、たばこ対策への取組を盛り込むよう働きかけることとします。

主な取組

- 道、市町村及び関係機関や団体は、報道機関や関係機関・団体との連携協力により、新聞、テレビ、広報誌、ホームページ、SNSなどを活用し、正しい情報を広くわかりやすく提供します。
- 道、市町村及び関係機関や団体は、「禁煙週間」（毎年 5 月 31 日～6 月 6 日）、「がん征圧等月間」（毎年 9 月及び 10 月）のキャンペーンや市町村の健康まつりなどの機会を通じて、喫煙や受動喫煙の健康影響に関する情報を道民にわかりやすく提供します。
- 道は、市町村やがん検診実施機関等に対して、検診の際に受診者等への喫煙や受動喫煙による健康影響などに関する普及啓発を実施するよう要請します。
- 道は、北海道医師会などの協力を得ながら、受診者に対する禁煙アドバイスを行うよう医療機関へ働きかけます。
- 道、市町村及び関係機関や団体は、禁煙指導などのマニュアル、パンフレット、DVD 等の教材を道民や関係者が容易に閲覧・入手できるように情報を整理し、ホームページ等で提供します。
- 道は、ホームページや広報、各種会議など様々な媒体を通じ、関係者や道民へこのたばこ対策推進計画の周知を図り、協力を働きかけます。
- 道は、市町村及び関係機関や団体が行う普及啓発活動の情報収集を行い、ホームページのリンクなど啓発効果を高めるよう情報提供体制の連携強化を図ります。
- 道は、関係機関や団体との情報交換の場の確保など、連携協力による取組の効果を高めるよう関係機関等へ働きかけます。
- 道は、医療関係団体などたばこ対策を推進する団体との連携を強化し、普及啓発活動を一層推進します。
- 電子たばこ（専用カートリッジ内の液体を加熱して煙霧を発生させ、それを使用する者が吸入するために使われる製品）について、厚生労働省で注意喚起が行われている状況を注視し、適切な情報提供を行います。

指標	現状値	資料
20歳以上の者の喫煙率（再掲）	20.1%	令和 4 年国民生活基礎調査

【目標②】 20歳未満の者の喫煙防止

【現状と課題】

道は、20歳未満の者の喫煙防止を目的に、児童・教職員及び児童の保護者等を対象とする喫煙防止講座を実施し、学校や家庭における、継続的な喫煙防止や受動喫煙防止に取り組んでいます。

平成17年2月27日に発効し、日本も署名している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の第16条1項(d)により締約国の義務として20歳未満の者による自動販売機でのたばこの購入を防ぐことを要求されています。このため、日本国内では平成20年以降、成人識別機能付きたばこ自動販売機（タスポ）の導入や令和2年には、「20歳未満の者の喫煙禁止」等たばこ製品への注意文書の表示面積を50%以上にする等の規制の強化がされました。

心身ともに発達途上にある子どもの喫煙は、20歳を過ぎてからの喫煙以上に健康への影響が大きいとされていますが、子どもは意志決定や行動選択の資質・能力が十分育っていないことや自己の生活習慣が確立されていないため、周囲の喫煙環境にさらされると容易に喫煙行動を選択する傾向があります。

20歳未満の者の喫煙は、法律によって禁止されているほか、喫煙を看過する保護者や20未満の者にたばこを販売する個人・法人は、法による処罰の対象となっています。

【施策の方向性と主な取組】

20歳未満の者の喫煙経験率は、たばこの入手が容易な環境にある者ほど高いことが明らかになっており、保護者はもとより、教育機関、たばこ製造会社、たばこ販売業者及びその他の関係機関・団体は、このような事実をあらためて認識し、20歳未満の者の喫煙防止を推進することとします。

また、家庭・学校（幼児教育から大学教育まで）をはじめとしたあらゆる生活の場において、受動喫煙の防止や20歳未満の者への販売禁止の徹底と店頭での周知など20歳未満の者からたばこを遠ざけるための環境整備を行うこととします。同時に、適切に意志決定や行動選択ができるよう、子ども向けの普及啓発を強化するなど、判断材料としての知識を提供するとともに、判断力や喫煙を断ることができる実行力を培うような喫煙防止教育を実施・充実させていくこととします。

あわせて、喫煙している20歳未満の者については、実態に応じた禁煙支援が受けられるよう必要な対策を推進することとします。

主な取組

- 道は、20歳未満の者の喫煙状況や学校における喫煙防止教育の取組状況を把握します。
- 道は、教育機関が実施する健康教育に携わる教職員や中学生及び高校生を対象とした、たばこを含めた薬物乱用防止に関する各種研修事業等の促進について働きかけます。
- 道（保健所）は、児童、教職員及び児童の保護者等を対象とする喫煙防止講座の実施や、子ども向け健康教育教材（動画）の提供など、学校や家庭における継続的な喫煙防止や受動喫煙防止の取組を促進します。
- 道（保健所）は、積極的に学校と関わり、講師派遣やノウハウの提供を行うなど、教育機関による喫煙防止教育の実施に対する支援を行います。
- 道は、幼稚園や保育所などの幼児教育施設、小・中・高等学校の施設内禁煙及び敷地内での喫煙場所を設置しないことを進め、喫煙の防止につながる環境整備を促進するとともに、大学、専門学校等に対しても働きかけます。
- 道は、関係機関と連携し、喫煙の防止やがんに関する教育がより早期に行われるよう、教育機関に対して働きかけます。

指標	現状値	資料
喫煙経験のある20歳未満の者 (過去1か月間)の喫煙率 中学1年生(再掲)	男子 0.3% 女子 0.1%	令和5年道調査
高校3年生(再掲)	男子 1.8% 女子 0.4%	令和5年道調査

【目標③】

妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率減少

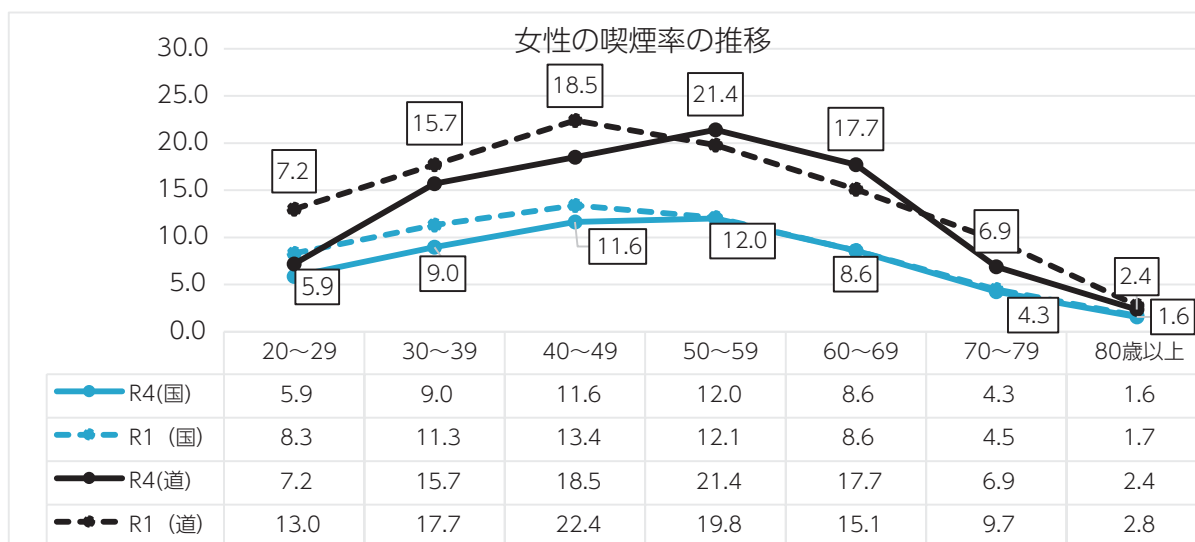
【現状と課題】

若年女性の喫煙は、妊娠期、養育期における胎児や子どもへの影響が大きく、特に、妊娠中の喫煙は、妊娠合併症（自然流産、早産、子宮外妊娠、前置胎盤や胎盤早期剥離など）のリスクを高めるだけでなく、児の低体重、出生後の乳幼児突然死症候群のリスクとなります。

このため、若年女性をはじめたばこをやめたい人を対象として、道立保健所に「たばこに関する相談窓口」を設置し、相談に応じています。

また、市町村では、母子保健教室や妊娠相談を通じて喫煙が及ぼす胎児・母体への影響について健康教育を実施するとともに、リーフレットの配布など、家庭での受動喫煙防止や妊産婦の喫煙に関する普及啓発に取り組んでいます。

本道では、若年女性の喫煙率が高く、一層の意識啓発が必要となっています。



【施策の方向性と主な取組】

次の世代を担う健康な子どもを生み育てるため、妊娠中の能動・受動喫煙による母体や胎児・乳幼児への影響について、普及啓発の強化など、女性に対して適切に情報提供を行うこととします。

また、北海道健康づくり協働宣言団体の企業等と連携し、妊婦や子どもの受動喫煙防止対策の強化に取り組みます。

主な取組

- 道は、市町村等と連携し、妊婦や胎児・乳幼児へのたばこによる健康影響を減らすため、母子健康手帳交付時や各種の健診時において喫煙による健康被害などの情報を提供します。
- 道は、市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康づくり週間やがん征圧月間（9月及び10月）においてリーフレット等を配付するなど、特に妊産婦等に対する喫煙による健康被害などの正しい情報提供の強化を図ります。
- 道は、教育関係機関などと連携し、女子高生や女子大生などの母親になる前の女性に対し出前講座の実施や健康教育教材（動画）の提供など、若年の女性に対する喫煙防止の普及啓発に取り組めます。
- 道は、北海道健康づくり協働宣言団体の企業等と連携し、妊婦や子どもの受動喫煙防止に取り組めます。

指標	現状値	資料
妊婦の喫煙率（再掲）	3.2%	令和4年度北海道母子保健報告事業
産婦の喫煙率（再掲）	6.3%	令和4年度北海道母子保健報告事業
20～24歳女性の喫煙率	6.8%	令和4年国民生活基礎調査

【目標④】

たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実

【現状と課題】

たばこをやめたい人への支援として、医療機関が実施する「禁煙外来」（禁煙指導・禁煙相談）があり、最新の情報は道のホームページで紹介しています。また、北海道医師会においてもホームページを通じて「禁煙指導・禁煙相談」実施医療機関の一覧を公表し、希望者が受診しやすいよう情報提供しています。

道立保健所は、保健所内にたばこ対策推進チームを設置し、個別健康教育を実施する市町村に対して技術的支援を行っているほか、一般相談窓口で禁煙を希望している方に必要な禁煙支援の機会を確保しています。また、必要に応じ、市町村、事業所、団体、医療機関及び学校等と連携を図りながら禁煙支援活動を実施しています。

健康づくりの主役は道民一人ひとりですが、個人の自助努力には限界があり、とりわけ喫煙は依存性があることから、独力で継続的に禁煙することは容易ではありません。このため、たばこをやめたい人がいつでも周囲から支援を得られる環境やオンライン診療など禁煙治療へのアクセス向上を図ることが必要となります。

【施策の方向性と主な取組】

広域な本道では、たばこをやめたい人がその地域で気軽に支援を受けられることが求められており、その支援方法についても、より効果の高いものであることが望めます。このため、道は、関係機関・団体が連携し、どこで、どのような禁煙支援が受けられるかなどの情報を収集し、様々な広報媒体を通じて道民に提供するほか、健診場面などあらゆる機会を活用したたばこをやめたい人に対するサポート体制を推進することとします。

また、道は、関係機関・団体に働きかけて、禁煙支援を実施する機関を増やし、支援実施機関の求めに応じて技術的な支援を行うこととします。

主な取組

- 道（保健所）は、たばこをやめたい人などが気軽に相談できるよう、保健所における禁煙相談等の実施に関しホームページ等で積極的に道民に周知します。
- 道は、市町村が行っている健康教育等の先進的な事例を収集し、未実施の市町村に提供することにより、取組を促進するとともに、保健所から市町村に対して、実施にあたっての助言・情報提供等の技術的支援を行います。
- 道は、禁煙外来や禁煙相談のできる医療機関等を増やすため、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道看護協会等と協力し、啓発資材の配布や禁煙支援の実施を働きかけます。また、若年者や妊産婦に対しても、禁煙支援を行うよう働きかけます。
- 道は、ホームページ等を活用し禁煙外来等や禁煙プログラム等を紹介します。
- 道は、北海道医師会をはじめとしたたばこ対策を行う関係団体との連携を強化します。

指標	現状値	資料
保健所及び市区町村が実施した禁煙指導の被指導延人員	6,029人	令和3年度地域保健・健康増進事業報告

【目標⑤】**家庭、職場、飲食店その他多くの人が利用する施設における受動喫煙ゼロの実現****【現状と課題】**

令和4年度に道が実施した受動喫煙防止対策に関する施設調査によると、保育所、小・中・高校、市町村庁舎等では100%、その他の第一種施設では93.7%となっており、第二種施設では、図書館、美術館では100%、飲食店では84.9%が屋内において禁煙や分煙などの受動喫煙防止対策を実施しており、各施設において対策が進められています。

一方で、同年に道が実施した令和4年度健康づくり道民調査によると、日常生活で受動喫煙の機会があったと回答したのは、家庭5.4%、事業所13.3%、飲食店17.0%となっており、家庭にむけた普及啓発やこれら施設に対する取組が必要です。

道は、第二種施設を対象に、屋内禁煙を促進するため「北海道のきれいな空気の施設」として登録し、ステッカーを交付する「北海道のきれいな空気の施設」事業を実施しています。積極的に禁煙に取り組む施設であることを道ホームページで公表しており、登録数は令和5年8月現在2,397施設となっています。

【施策の方向性と主な取組】

道は、改正健康増進法及び条例に基づき、道内の受動喫煙防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、条例に規定する普及啓発や学習機会の確保等の防止対策を定めた「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を策定しており、本計画は、「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」と調和を図り推進します。

受動喫煙が健康に及ぼす影響や各施設が受動喫煙防止を講じることができるよう施設種別に応じた講じるべき措置や取組み等について、道民や事業者等への普及啓発や学習機会を図ります。

また、第二種施設を対象に、屋内禁煙を促進するため「北海道のきれいな空気の施設」として登録しステッカーを交付する「北海道のきれいな空気の施設」事業や、飲食店での受動喫煙を防ぐため、店舗内を禁煙としている店舗への禁煙表示の促進、道内の受動喫煙防止対策の推進状況を定期的に把握するための調査を行ないます。

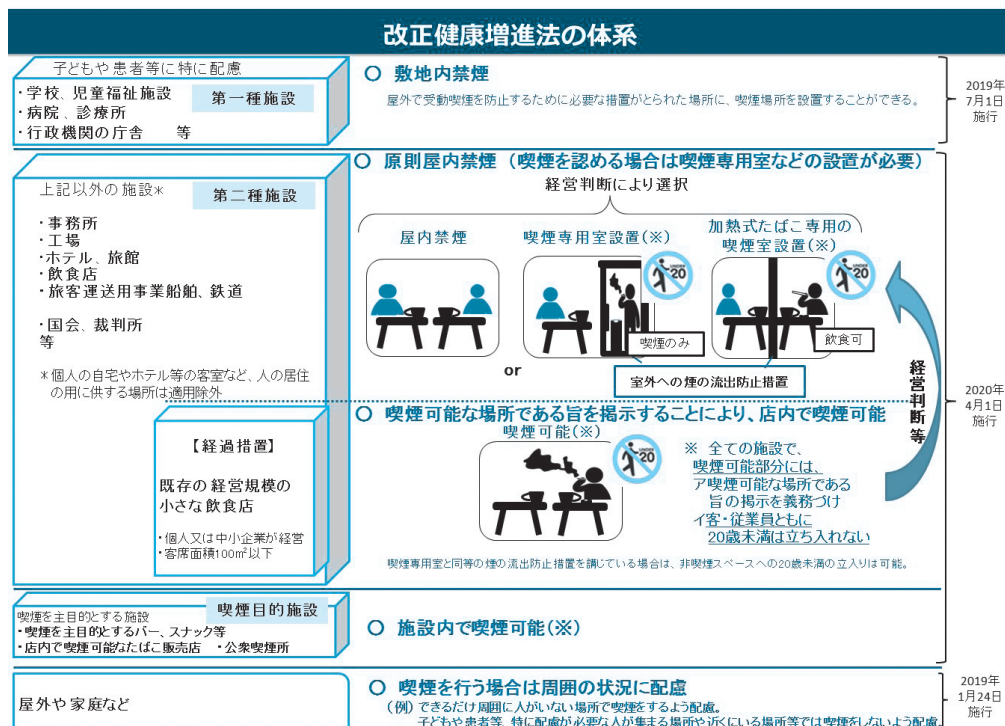
事業者は、労働衛生関係法令に基づいて労働者の健康の保持増進や快適な職場づくりに努める義務を有しており、顧客のほか自ら雇用する労働者の健康に配慮した職場環境を確保する観点で受動喫煙防止対策を推進することとします。

主な取組

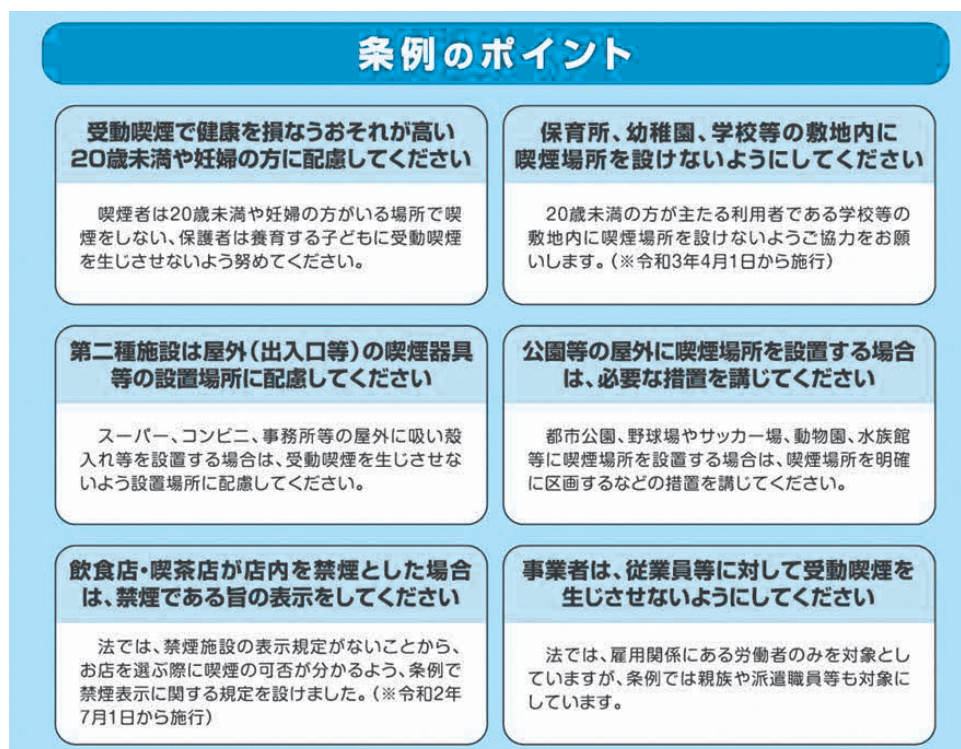
- 道（保健所）は、受動喫煙が健康に及ぼす影響や各施設種別に応じ受動喫煙防止のために講ずべき措置等について、道民や事業者等に広く、説明会の開催やポスター、リーフレット、ホームページ等で情報提供を行ないます。
また、飲食店等の中小企業事業主に対し受動喫煙防止対策の費用の一部を助成する受動喫煙防止対策助成金等の情報提供を行います。
- 道（保健所）は、企業等における受動喫煙防止対策の健康教育教材（動画）等の提供や事業所等への出前講座の実施など、受動喫煙に関する理解の促進に努めます。
また、児童、教職員及び児童の保護者等を対象とする喫煙防止講座の実施や、学校向け健康教育教材（動画）の提供など、学校や家庭における継続的な喫煙防止や受動喫煙防止の取組を促進します。
- 道（保健所）は、市町村や関係機関・団体と連携し、女性の健康週間やがん制圧等月間（9月及び10月）において、受動喫煙による健康影響等の正しい知識の普及や市町村等と連携し母子健康手帳交付時や各種健診時において、胎児へ等の影響等の情報提供を行います。
- 道（保健所）は、第二種施設を対象に、屋内禁煙を促進するため「北海道のきれいな空気の施設」として登録し、ステッカーを作成、交付するとともに、積極的に禁煙に取り組む施設であることを道ホームページで公表するなどして登録促進を図ります。
- 道は、飲食店等における受動喫煙防止を図るため、喫煙専用室を設置する飲食店における表示をはじめ、施設内禁煙の飲食店に対しても禁煙表示ステッカーを作成・交付し受動喫煙の未然防止を図ります。
- 道は、道内の受動喫煙防止対策の実施状況を把握するため、第二種施設や条例で学校敷地内禁煙を規定した学校等の状況を定期的に把握します。
- 道は、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止を含め「北海道空き缶等の散乱防止に関する条例」（平成15年12月1日施行）の普及と遵守の徹底に努めます。

指標	現状値	資料
日常生活で受動喫煙の機会を有する者の割合	家庭 5.4% 職場 13.3% 飲食店 17.0%	令和4年度健康づくり道民調査
北海道のきれいな空気の施設の登録件数	2,397施設	道集計（令和5年8月現在）
禁煙飲食店等における禁煙表示の実施率	74.6%	令和4年度道調査

(参考1) 改正健康増進法の概要



(参考2) 条例のポイント



6 役割分担

たばこ対策を進める上での道（保健所）、市町村、関係機関・団体、道民の役割を定めます。

（１）道（保健所）の役割

道（保健所）は、市町村や関係機関・団体と連携し、たばこ対策を総合的に推進します。

（２）市町村に期待する役割

市町村は、地域住民の健康づくりを担う最も身近な行政機関として、道や関係機関・団体と連携し、普及啓発や受動喫煙の防止など地域実情に応じて積極的にたばこ対策の取組を進めるようお願いします。

（３）関係機関・団体に期待する役割

道民の健康づくりを支援する関係機関・団体は、たばこ対策推進計画の趣旨を踏まえ、道や他の関係機関・団体と連携し、たばこ対策の取組を進めるようお願いします。

（４）事業者に期待する役割

事業者は、受動喫煙を未然に防止するため、必要な設備や環境の整備、従業員等に受動喫煙を生じさせることがないよう、教育、知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるようお願いします。

（５）道民に期待する役割

健康づくりの主役である道民は、たばこ対策推進計画の趣旨・内容を踏まえ、自ら禁煙・受動喫煙防止に取り組むとともに、関係機関・団体が行う取組への参加や20歳未満の者にたばこを吸わせないなど、たばこ対策の積極的な実践をお願いします。

《推進のイメージ》

